

規制改革推進会議人材WG 御説明資料

「法令知識の付与の在り方」に関する
厚生労働省における対応状況について

平成29年 1月31日
厚生労働省 労働基準局監督課

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

「規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）」（抄）

事項名	規制改革の内容	実施時期
法令知識の付与の在り方	使用者が積極的に法令知識を得ることができる環境を整備するという観点から、使用者向けの広報資料の充実と周知徹底を図ることにより、使用者に対し、自主的な法令知識の取得を促す。	平成28年度措置

対応状況

厚生労働省では、従来から、パンフレット・セミナー等により、使用者などが労働法令に係る法令知識を得ることができる環境を整備してきた。

平成28年度においては、使用者向けの広報資料の充実を図るため、平成28年11月に、事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイト「スタートアップ労働条件」を開設し、WEB上で事業場の労働条件等に関する設問に回答することにより、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を行うとともに、診断結果に応じた労働関係法令の解説や事業場が労働関係法令に基づいて行うべき手続きの説明などを行うサービスを実施している。

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」の概要について

【概要】

使用者等がWEB上で、事業場の労働条件等に関する設問に回答することで、労働関係法令の遵守状況等を診断するほか、改善のために必要な情報を提供する。

【実績】

アクセス件数:約7,600件 診断件数:約2,600件 (平成28年11月1日から12月末まで)

ポータルサイト(<http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>)にアクセスし、設問に回答

【設問例】

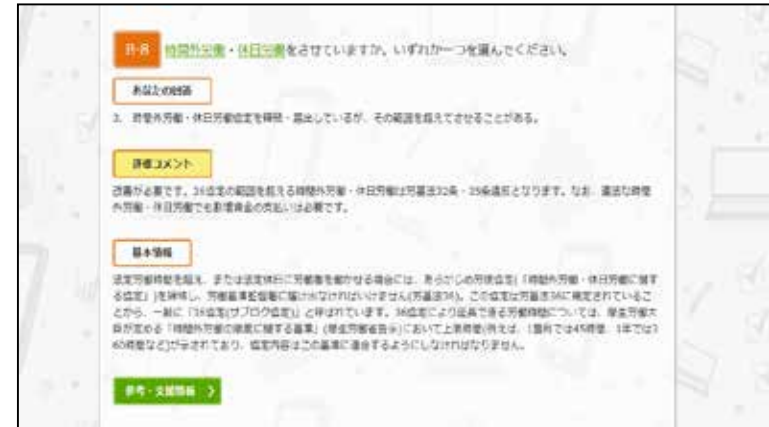
- ・時間外労働や休日労働をさせていますか。
- ・就業規則を作成し、労働者に周知し、所轄労基署に届け出ていますか。



診断結果、改善のための情報を表示

【解説例】

- ・労働者に時間外・休日労働を行わせる場合には、所轄の労働基準監督署に時間外労働・休日労働に関する協定届を届け出る必要があります。
- ・常時10人以上の労働者を使用する場合は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。



ポータルサイト「スタートアップ労働条件」の周知について

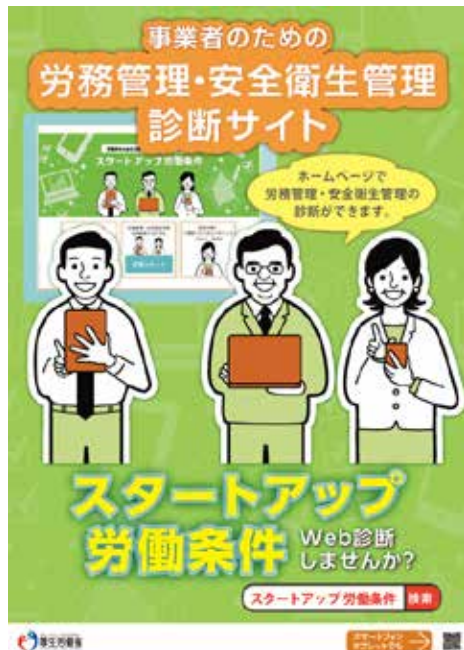
【周知】

関係各所へのリーフレット及びポスターの配付のほか、WEB広告による周知活動を実施している。

リーフレット(約276,000部)及びポスター(約18,300部)を作成し、下記の各所へ配付し周知協力を依頼

【配布先】

都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワーク
労使、業界団体
地方公共団体



WEB等による周知

・検索サイトで、リスティング広告、バナー広告の実施



・SNSサイトに広告を出稿
代表取締役・役員・人事労務管理を対象



・厚生労働省SNSによる周知
・人事・労務マガジンによるメール配信

労働法制に関する知識の付与(主に使用者を対象とした従来からの取組)

取組	内容
<p>< 講義等 > 集団指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場を集め、労働基準法等の遵守指導 ・関係行政機関と説明会等を合同で開催し、労働基準法等の遵守指導 例: 地方運輸機関、地方自治体 等
<p>< 講義等 > 過重労働解消セミナー(委託)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主や労務管理担当者等に向けて、過重労働防止に係る労働基準関係法令等の説明や、企業における具体的な取組の紹介を行う。
<p><メルマガ> 人事・労務マガジン</p>	<p>企業の人事労務部門の担当者等が、厚生労働省で実施している又は、実施する人事労務管理に役立つ法律改正、助成金、雇用情勢等の各種制度・施策の内容について、手軽に素早く情報を取得できるよう、メールにより「厚労省人事労務マガジン」を配信。</p>
<p><教材> 「やさしい労務管理の手引き」</p>	<p>労働法制の基本的知識をまとめたパンフレットを作成し、HP等において周知。昨年度は労働安全衛生法に基づくメンタルヘルス対策、今年度はパワハラ・セクハラ等の職場のハラスメント対策や過労死等防止対策を追記。</p>
<p><教材> ポータルサイト「確かめよう 労働条件」</p>	<p>働くときの基礎知識や労働条件・労務管理に関するQ&Aなど、労働条件等に関する情報を広く発信。労働基準法等の各種パンフレットも掲載。</p>